

「事業所異動連絡票情報」（介護支援専門員情報）の提供について

本年4月からのケアマネジメントの見直しに伴い、介護支援専門員の資格管理及び介護給付の適正化等に資するため、国保連合会インタフェースを変更し、都道府県が国保連合会に送付する「事業所異動連絡票情報」には、介護支援専門員番号等の情報を追加することとしています。

しかしながら、現時点における都道府県システムの改修状況等を考慮し、国保連合会における審査支払事務を滞りなく円滑に実施するため、都道府県が新規に作成する「事業所異動連絡票情報」（介護支援専門員情報）を使用した審査（当該情報と給付管理票等に記載された担当介護支援専門員番号の突合処理等）については、その実施を1ヶ月間遅らせ、6月審査分から実施することとします。

このため、4月サービスの5月審査分についてのみ、国保連合会では「事業所異動連絡票情報」（介護支援専門員情報）の有無にかかわらず審査支払を行うこととなります。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内市町村（政令市・中核市を含む。）へ周知するとともに、制度改正の円滑な施行に向けて、ご協力方よろしくお願い致します。

<照会先>

厚生労働省老健局介護保険課

課長補佐 福井

システム管理指導官 佐藤

TEL03-5253-1111（内線）2166

厚生労働省老健局振興課

人材研修係長 余語

（内線）3936

平成17年3月31日付厚生労働省老健局老人保健課長
通知「介護給付費請求書等の記載要領について」等の一部
改正についてに関する留意事項について

平成17年3月31日付厚生労働省老健局老人保健課長通知「介護給付費請求書等の記載要領について」等の一部改正についてにおいて、本通知別表2中、項番3及び4の障害者自立支援法の通院医療及び更生医療の「公費の給付率」が100になっていることについて、複数の都道府県より照会がありましたので、以下のとおりお知らせいたします。

自立支援医療は、原則として医療費の100分の90を支給することとしており、介護保険と同じ給付率であることから、介護保険の支給対象となった場合には、自立支援医療との併給調整の必要はない（自立支援医療からの支給分は発生しない）。

しかしながら、低所得者等の負担上限月額が設定される者が上限額を超えて医療を受けた場合や、自己負担がゼロである生活保護受給者については、100分の90を超えて100分の100までの間で自立支援医療費が支給されうることから、便宜上、「公費の給付率」を100とした上で、「負担割合」の欄において利用者本人負担額がある旨を記載したものであり、自立支援医療が原則として医療費の100分の100を支給することを示したものではないことをご留意願いたい。

<照会先>

厚生労働省老健局介護保険課

企画法令係

TEL 03(5253)1111 内線 2260・2164